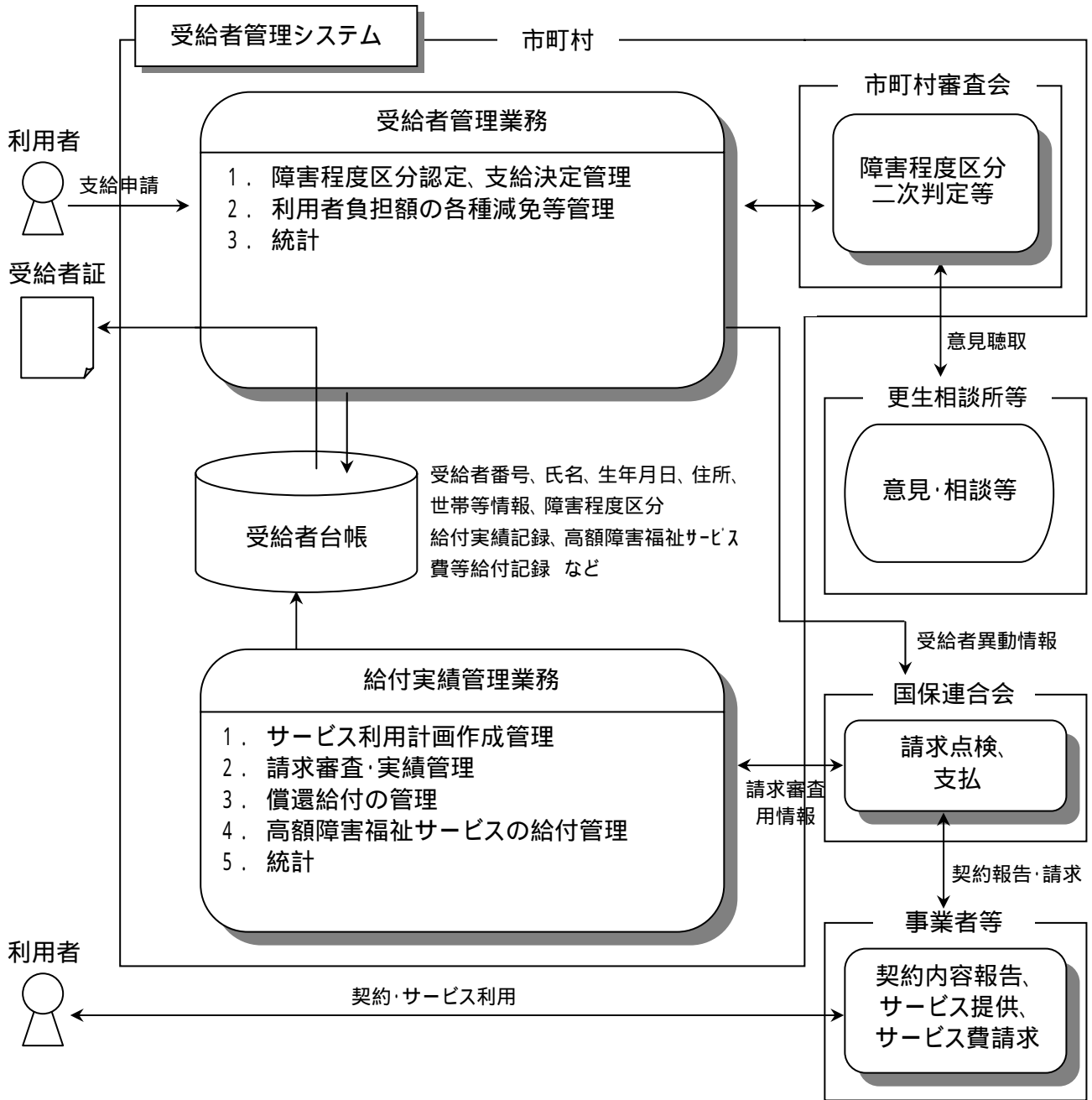


受給者管理システム

【全体機能概要図】



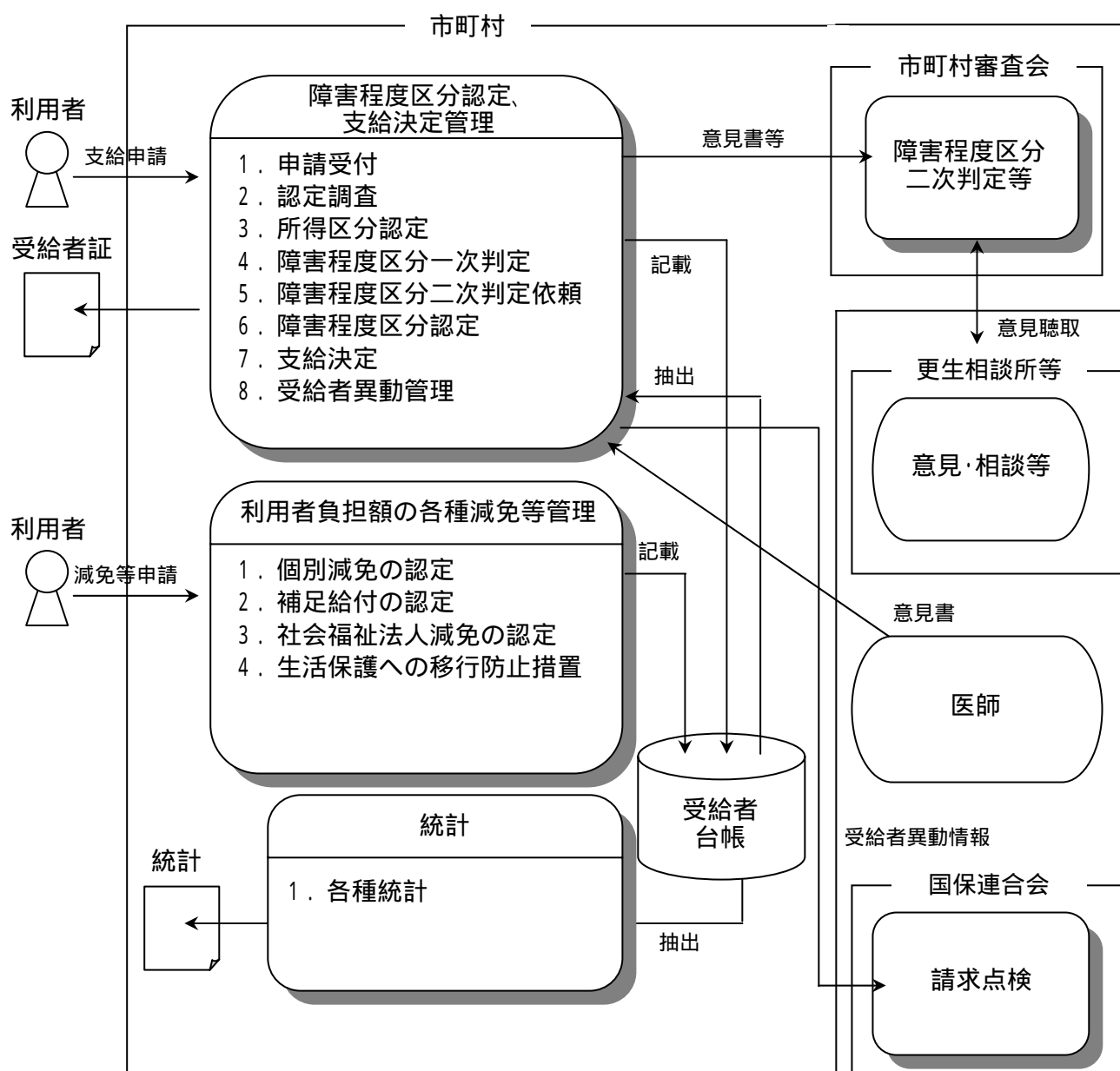
処理単位毎の事務処理の概要と入出力情報の内容を中心に提示している。

ファイル名称等は、あくまでも例であり、各市町村における最善のシステム構成等は、それぞれで判断されたい。

今後の検討、協議により、内容を変更することがあり得る。

・受給者管理

【全体機能概要図】

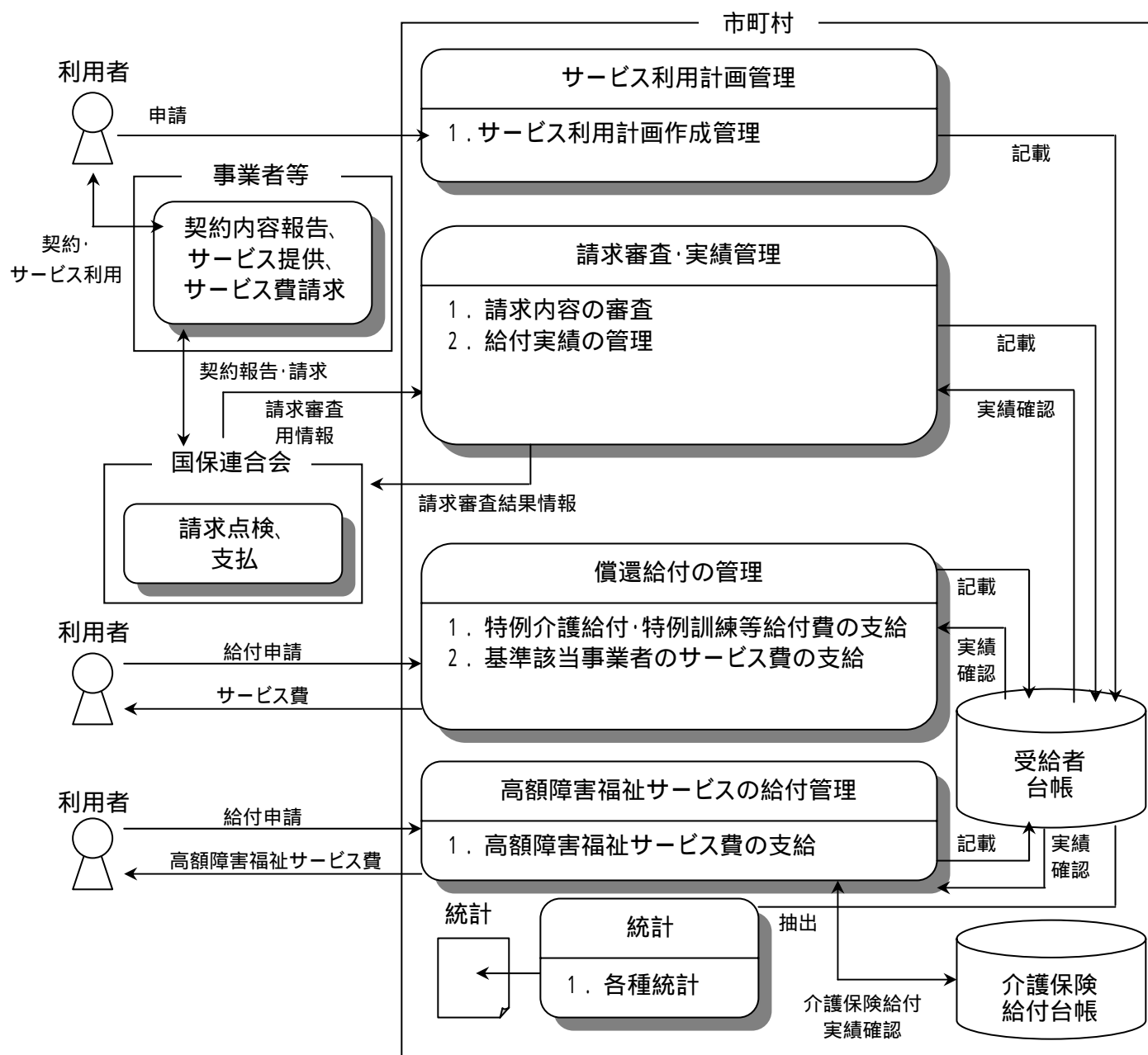


【基本的な考え方】

1. 認定調査項目を障害程度区分一次判定ソフトに取込み一次判定を行う。
2. 障害程度区分認定・支給決定を受けた者には、受給者証に支給決定結果を記載する。
3. 障害程度区分認定を行う上で相談支援等(認定調査、サービス利用計画作成等)の部分については、指定相談支援事業者へ委託することができる。
4. 市町村は、国保連合会の請求点検で使用する受給者異動情報を毎月提供する。

給付実績管理

【全体機能概要図】



【基本的な考え方】

1. 市町村は、サービス利用計画の作成管理を行う。なお、サービス利用計画作成については、指定相談支援事業者へ委託することができる。
2. 相談支援事業者にサービス利用計画作成を委託した場合は、サービス利用計画作成費を支給する。
3. 国保連合会で点検された請求審査用情報を市町村にて審査して国保連合会へ支払を委託する。
4. 高額障害福祉サービス費の支給において、介護保険の高額介護サービス費等の給付実績情報を確認し、給付する。